

平成 23 年（2011 年）東日本大震災にかかる 被災地の復興のための優遇措置の概要（福祉貸付事業）

被災により孤立した高齢者や障害者の方が住み慣れた地域で、今までどおりのサービスを継続的に受けられる地域コミュニティの復興のため、被災していない事業者等が、大規模な施設サービスの代替として新たに地域に密着した小規模な介護・障害者施設を整備する場合、貸付利率等を優遇します。

1. 対象範囲等

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス事業や居宅介護、共同生活援助等の障害福祉サービス事業等の小規模の整備事業。

※東日本大震災の特定被災区域において、市区町村等が策定する復興計画を踏まえ、県または市区町村が発行した意見書に「被災地の復興に資する整備」であることが明記される事業を対象とします。

2. 融 資 率

貸付金の種類	復興のための資金	通常
設置・整備資金	100%	70～80%

※ 1,000万円まで無担保でのご融資が可能です。

3. 貸付利率

貸付金の種類	復興のための資金
設置・整備資金	当初5年間は、無利子となります。6年目以降は償還期間等によって利率が異なります。また、10年ごとに金利を見直しする制度もあります。

- ・貸付利率は、契約締結時点の利率が適用されます。
- ・保証人不要制度を利用する場合は利率に0.05%が上乗せされます。
(無利子の場合は0.05%となります。)
- ・利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

4. 償還期間（据置期間）

○設置・整備資金

	復興のための資金	通常
償還期間	最長30年※	
据置期間	最長3年※	

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62※

※平日9：00～17：00の間、受け付けております。

FAX 03-3438-0583

E-Mail: wam_fukushi01@wam.go.jp